

女性のチャレンジ支援策について

平成15年4月
男女共同参画会議基本問題専門調査会

レッツ チャレンジ！ 2003 アピール

「レッツ チャレンジ！ 2003 アピール」

日本の女性は人口の半分を占め、世界最長寿の健康にめぐまれ、世界有数の高い教育を受けています。しかし、女性の能力は、今、社会で十分に活かされているとは言えません。

21 世紀の日本はあらゆる分野で新しい夢と希望を、新しいアイデアを、新しいエネルギーを必要としています。

女性のチャレンジは社会に活気を与え、ひいては、男性も元気にします。

私たちは、あらゆる世代の人々に、「今こそ、レッツチャレンジ！」と呼びかけます。

男女共同参画会議基本問題専門調査会としては、「女性のチャレンジ支援策」の推進のために、より多くのチャレンジの機会(選択肢)を提供するため、提言の中でも特に重点的な取組として3 つの方策をお示します。皆様のご理解を得ながら、以下のことを進めていきたいと思います。

1 女性が活躍できるようポジティブ・アクションを推進

国連ナイロビ 将来戦略勧告で示された30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%となることを目指して、各種取組を進めるよう提案します。このため、女性が活躍できるようなポジティブ・アクションを積極的に推進することが重要です。

2 身近なチャレンジモデルの提示

様々な分野において、希望をもって未来にチャレンジできるよう、身近なチャレンジモデルを提示し、一人一人が具体的に自分に合ったチャレンジをイメージし、選択できるようにします。

3 いつでも、どこでも、誰でもチャレンジ

いつでも、どこでも、誰でもチャレンジしたいときに、チャレンジできる環境をつくります。「働く」、「起業」、「NPO」、「農業」、「まちづくり」、「国際」等の分野でチャレンジしたいとき、気軽に相談できるような総合的な窓口をつくり、一箇所で必要な情報が得られるようにします。

これにより、チャレンジの多様な機会(選択肢)が広がります。

は じ め に

平成14年1月の第5回男女共同参画会議において、小泉内閣総理大臣から暮らしの構造改革の一環として、様々な分野における女性のチャレンジを促進することについて検討するよう指示があり、男女共同参画会議は男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第22条3号に基づき、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項として調査審議することとした。

男女共同参画会議基本専門調査会では、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会の構築に向け、女性の多様な能力を活かせるよう、様々な分野へのチャレンジ支援策について提言を取りまとめた。

最終報告においては、雇用、起業、NPO、農林水産、研究、各種団体、地域、行政等及び国際分野における現状分析及び阻害要因の検討を通じ、全体の共通的事項及び個別分野ごとに必要とされる支援策の方向をまとめている。チャレンジを可能とするためには、行政だけでなく、企業、各種団体等、国民がそれぞれの立場に応じてその実現に向けて努力する必要がある。この提言を踏まえて、それぞれの立場での理解が進むとともに、関係支援策の一層の推進が図られるよう期待する。

目 次

I なぜ今、女性のチャレンジ支援が必要なのか

- 1. 女性のチャレンジ支援策の必要性・緊急性……………1
 - (1) 構造改革に女性のチャレンジは不可欠
 - (2) 世界の中でも低い日本女性の活躍状況
 - (3) 組織活性化の鍵は女性のチャレンジ
- 2. 基本的な考え方……………4
 - (1) 男女共同参画社会の実現
 - (2) どのようなチャレンジか
 - (3) 生涯を通じた女性のチャレンジ支援
 - (4) ライフスタイルの選択に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムの構築
 - (5) 仕事と子育ての両立支援の重要性

II どのような支援を行っていくのか

- 1. 共通事項……………7
 - (1) 現状と阻害要因……………7
 - ア. 政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジの現状
 - イ. 新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジの現状
 - ウ. 再チャレンジの現状
 - エ. チャレンジ支援の手法
 - オ. 男女の意識の差
 - カ. 女性のキャリア形成と人生設計
 - キ. 女子学生・女子生徒の大学等の専攻の選択と仕事
 - ク. 女性支援の関係機関における事業等の連携
 - (2) 支援策の方向……………15
 - ア. 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)
 - (ア) 数値目標の設定
 - (イ) 様々な積極的改善措置(ポジティブ・アクション)
 - イ. 身近なチャレンジ事例の提示
 - ウ. チャレンジ支援のためのネットワーク形成の重要性
 - エ. 女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援
 - オ. 支援策を進めるための調査研究、情報の収集・整備・提供の一層の充実
 - カ. 支援の着実な実施及びそのための評価
 - キ. ICTリテラシーの向上

2. 個別分野における支援策の方向…………… 22

(1)雇用の分野におけるチャレンジ支援策

- ア. 企業におけるポジティブ・アクションの積極的推進
- イ. 公契約と補助金
- ウ. 多様な働き方への支援
- エ. 再チャレンジ支援

(2)起業におけるチャレンジ支援策

(3)NPO法人におけるチャレンジ支援策

(4)農林水産分野におけるチャレンジ支援策

(5)研究分野におけるチャレンジ支援策

(6)各種団体におけるチャレンジ支援策

(7)地域におけるチャレンジ支援策

(8)行政等におけるチャレンジ支援策

(9)国際分野におけるチャレンジ支援策

Ⅲ. 女性のチャレンジ支援策について〔概要〕…………… 41

Ⅳ 参考資料

1. 各分野における現状分析…………… 49

2. データ等資料…………… 79